# セソール川崎京町ハイライズ Web サイト管理規定

## 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

この規定は、セソール川崎京町ハイライズ(以下「セソール」という)が Web サイトを使用 して第三者または居住者に情報提供を行う際に遵守すべき項目を提示することを目的とする。

## 第2条 (定義)

Webサイトとは、インターネットで利用される情報提供ページの総称である。

#### 第3条 (当規定の所管および権限)

当規定の所管および権限は、管理組合が有する。

#### 第4条 (他規定との関係)

- (1) Web サイトにおける表現は、管理規約および諸規定の取り決めに従うものとする。それらに定められていない部分については当規定に従うものとする。
- (2) 将来的に情報管理規定が定められた時はそれに従うものとする。

### 第5条 (構築上の基本原則)

- (1) Web サイトを通じて情報を発信しようとするもの(以下「発信者」という)は、公序 良俗に反する情報、事実に基づかない情報、不正確な情報または正確であっても閲覧 者に誤解を与える可能性のある情報を提供してはならない。
- (2) 発信者は、セソールのセキュリティに害を及ぼす恐れのある情報を提供してはならない。
- (3) 管理組合の理事、幹事、自治会の役員は前(1)(2)項に該当する事実を発見した場合は、管理組合理事長に速やかに通報するものとする。

#### 第2章 規定の管理・運営

#### 第6条 (Web サイト運営委員会の設置)

- (1) 管理組合は、Web サイト運営委員会を設置することができる。
- (2) Web サイト運営委員会は、Web サイトの運営に関して管理組合を支援及び補佐することを目的とする。
- (3) Web サイト運営委員会は以下のメンバーにより構成される。
  - ① 管理組合理事長、代表理事(数名)
  - ② 自治会長、自治会代表役員(数名)

## 第3章 Web サイトの作成と公開方法

### 第7条 (作成・更新)

- (1) 管理組合の責任のもとに作成、更新される。
- (2) 情報提供者より削除または変更の依頼があった場合は、理事長に報告し速やかに応じるものとする。

#### 第8条 (公開時の注意事項)

- (1) 事前に理事長に対し「Web サイト開設申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- (2) 提供情報については、提供者または提供グループの代表者に公開する旨の承認を得なければならない。
- (3) 承認が必要な提供情報とは以下のものを言う。
  - ① 文章
  - ② 写真
  - ③ 動画
  - ④ 個人を特定できる情報
- (4) リンク先については、公官庁関連、セソールと関連のある企業の範囲に留める。関連 のない一般企業へのリンクはしない。
- (5) 掲示板については、各エントランスに掲示された内容を簡略化してセキュリティの確保をしなければならない。

### 第9条 (居住者専用ページ)

- (1) 第三者への情報提供はリスクが高いが居住者には公開したい情報は、居住者専用ページにて公開する。
- (2) 居住者専用ページは、パスワードによる許可制とし第三者からの閲覧を阻止する。
- (3) パスワードは定期的に(年に数回)変更する。
- (4) パスワードの居住者への公開方法は別途定める。

#### 第10条 (公開に必要な機器、ドメイン)

- (1) Web サーバーは、外部のレンタルサーバーとする。
- (2) 平成24年8月現在、ドメイン sesohl.com を取得している。

### 第4章 附則

# 第11条 (改廃履歴)

平成18年11月18日施行 平成24年9月15日改定(独自ドメイン取得のため)